

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、随時監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年6月4日

南三陸町監査委員 芳賀長恒

南三陸町監査委員 後藤清喜

(別紙)

## 1 はじめに

本監査は、南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案について、南三陸町議会全員協議会において町長から議会に対し報告があったことを受けて、当該補助金に関する事務の執行状況等について、南三陸町監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠し、実施したものである。

なお、本監査にあわせ、当該補助金の交付を受けていた南三陸町有害動植物等対策協議会に対し、地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査（財政援助団体監査）も実施した。

## 2 監査を執行した監査委員

南三陸町監査委員 芳 賀 長 恒

南三陸町監査委員 後 藤 清 喜

## 3 監査の種類

随時監査（地方自治法第199条第5項）

## 4 監査の対象

平成22年度、平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度、平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度及び平成31年度の各年度分として交付した南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の財務に関する事務

## 5 監査の着眼点

ア 事務処理は法令等に適合していたか

イ 補助金交付の目的及び対象事業の内容は明確であったか

ウ 補助金の額の算定、交付決定、交付時期、手続等は適正に行われていたか

エ 補助事業が適切に実施されたことを確認していたか

オ 補助団体に対する指導監督は適切に行われていたか

## 6 監査の実施内容

ア 監査の期間 令和3年5月10日（月）～令和3年6月3日（木）

イ 監査対象課 農林水産課

ウ 監査の方法 関係書類に基づいて、一連の事務手続について調査するとともに、関係職員から事務処理状況等について聴き取りを行った。

## 7 監査の結果

当該補助金に関する事務執行に関し監査を行った結果、法令等に適合していなかった事実、補助金の額の算定、交付決定、交付時期、手続等が適正に行われていなかった事実及び補助事業が適切に実施されたかを確認していなかった事実などを確認した。本監査により確認した事実のうち、特に指摘等する必要があると認められる事項の概要は次のとおりである。

南三陸町有害動植物等対策協議会（以下「当該団体」という。）において、当該団体の規約に定められている総会が、東日本大震災発生以降平成29年1月31日までの間、一度も開催されていないことを確認した。総会が開催されていないことは、即ち、当該団体の役員（会長、副会長及び監事）が存在していない期間が長期にわたりあったということ、また、その間、当該団体の内部監査が全く実施されていなかったことに直結する。補助金を交付する相手方が団体である場合、補助事業を適正に実施することが可能な団体であるか否かを客観的に判断する最初の視点として、「総会の開催」及び「内部監査体制」の確認がある。当該団体に補助金を交付する際、町がこの確認を行った事実はなく、結果の重大さを鑑み、この怠った事実について、指摘した。

また、平成29年1月31日に開催された臨時総会における規約改正までの間、町産業振興課長が当該団体の会長を務めていた事実及び当該団体の規約にある「当該団体の「本部」を南三陸町産業振興課内に置く」旨の規定が、他方、当該団体から申請された補助金の申請書を受理し、又、補助金の額の決定をする者（産業振興課長）と同一の者であった事実については、“利益相反”の観点から適切な状態にあったとは言えない。補助金交付事務の適正性に疑義を抱かせてしまうことも含め、この状態が長く放置されていたことは、今般の不正流用事案に全く無関係であるとは言えない。

南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金に関する監査については、過去に3度、これを実施している。その際、町担当課に対し、口頭により指摘した事項について、誠実かつ適切に対応されたのかについて、今般、関係書類及び聴き取りにより確認したところ、指摘事項に真摯に対応等した事実は確認されなかった。

補助金等交付規則によれば、本町の補助金については、補助金交付要綱等で特に定める決算補助（精算補助）としての義務的又は扶助的要素が強いものを除き、原則として、交付決定前の事業着手は認められていないが、本件補助事業に関しては、長年この原則に反し、交付決定前に事業に着手されていたことが明らかであるにも関わらず、機械的に補助金交付手続が行われ続けていた。

当該団体が補助事業を実施したか否かの確認事務に関し、通常行ってしかるべきと想定される程度の確認も行われていなかった。その一端を示せば、事業を実施した写真を提出させることや補助事業が適正に実施された旨を証する当該団体内の監事による会計監査の事実を証する書面の提示を求める等といった事務が行われた形跡は確認できない。

本件補助事業に要した費用の支出について、補助金の交付申請を行った次の年度にこれを支出したことが明らかであるにも関わらず、繰越の手続をとることなく、補助金を支出している。

町に提出する実績報告書の添付書類としては、本来その事業の決算を明らかにする書類が添付されなければならないが、この添付書類として、「決算書類」ではなく「予算書」が添付されていた年度がある。これで、事業に要した経費が適正・妥当であると確認できたはずはなく、結果、このまま補助金の額の確定及び支出に至ったことは不適正な事務が行われていたものと指摘せざるを得ない。また、実績報告書の提出及び補助金の額の確定に関する客観的な事実が示されないままに、補助金の支出が決定された年度がある。

さらに、当該団体の補助事業の決算額（支出額）が、補助金の額を下回っているにもかかわらず、補助金の返還等を検討せず、支出額を確定している年度もある。

今般の不正流用事案が長期間にわたり表面化しなかった要因の一つに、町の事務執行の杜撰さがあつたのではないかとの疑念を拭い去ることはできない結果となつた。

監査委員としては、公金である町の補助金が、事業目的に使われていないことが明らかであると確認された際には、町において、これを一刻も早く返還させる等し、町民福祉の向上のために使うよう、強く求める。町に対しては、再びこのような事態を招かないために必要となる取組を、可及的速やかに組織全体として実行されるよう、勧告した。

なお、上記のほかにも指摘等する事項は多岐にわたることから、今後の事務の改善につなげる必要性を鑑み、本監査により確認したこれらの事項などを具体的に列記したものを、担当所属長である町農林水産課長に提示した。

## 8 結び

本監査は、本年4月、南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案の報に接し、過去に交付した当該補助金の事務執行に関し、改めて監査を行う必要があると判断し、実施したものである。

監査にあたっては、町の当該補助金の支給事務が適正に実施されていたならば、本年4月よりも前にこの不正流用事案を指摘することができたのではないかとの視点も併せ、つぶさに資料を読み込み、関係者からの聴き取りを行ったものである。

その結果については、上記の「監査の結果」に記載したとおりであり、事務執行に関する多くの事項について、これを指摘せざるを得ない結果となつた。

また、補助金交付事務が適正かつ適切に実施されていたならば、町は、この不正流用事案について、もっと早期に指摘できていたものと言ひ得る。当該補助金に関し行われた町の事務執行には、総じて行政への信頼を失墜しかねない重大な非違事象（善管注意義務を怠つた事象）があつたものと捉えざるを得

ない。

町の職員は、決められたルール、手続である規則、規程、要綱及び要領等を粛々と順守し、行政事務の執行に当たらなければならない。これが内部統制である。

当該補助金の交付事務に関し、町の組織における内部統制は十分に機能していたとは言えない。重要な内部牽制（職務権限及び職務分掌による相互牽制）が有効に機能しておらず、結果、不正に改ざん等された書類、矛盾を含んだ書類を見過ごし、また、結果として、看過し続けてきたことは、指摘しなければならない。

過去に3度実施した本件補助金の監査において、口頭により指摘した事項について、その後改善策等が確実に実行されなかったことなどが積み重なり、また、放置され続けたこと、かつ、内部統制が有効に機能していなかったことなどによって、本件不正流用事案の発覚が遅れた可能性は否定できず、この点について、町監査委員としては誠に遺憾であると申し上げざるを得ない。

また、今回の監査によって、「補助金交付の本来の目的は“お金を交付すること”にあるのではなく、その交付先（団体等）が補助金を活用して適切に事業を行うことにある」という至極当たり前のことを町職員には再度認識していただきたいと強く思うところである（補助金を活用した結果、有害動植物等による被害が軽減されることなどが、町が本来意図した補助金を交付した目的）。

約10年の長きにわたり、過去の指摘の中で、町担当課の職員は、どこかで、当該団体の事務局の職員の不正の予兆を感じ取れなかったのか、残念でならない。

町においては、既に補助金交付事務の適正化に向けた取組を進めておられるが、不正に流用された公金の回収に向けて、あらゆる手段を講ずる必要がある。

最後に、監査委員としては、町に対し、再発を防止するための実効性のある取組を求めなければならない。そのためには、しっかりとした有効な内部統制を確立すること、そして、補助金の交付事務に関する研修会を階層別ではなく、各所属の長以下その所属単位で実施することが、再発防止に資する現実的かつ効果的な取組であると考えるところである。

今後においては、不正流用事案が発生した背景を探ることは当然のこととして、同種の事案が発生しているのではないかとの疑念を払しょくするための内部調査及び再発防止に向けた組織全体の取組を継続して行っていくことが、信頼の回復、そして、町民の負託に応えるための最優先事項であるということとは申し上げ、結びとする。